

○ 鈴鹿工業高等専門学校における授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則 第 8 号

最終改正令和 3 年 3 月 24 日

鈴鹿工業高等専門学校における授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における授業科目の履修、単位の修得及び課程修了の認定は、この規則の定めるところによる。

(授業科目の履修・単位の修得の特例)

第 2 条 第 4 学年及び第 5 学年の学生は、別に定めるところにより、他学科の授業科目を履修し単位を修得することができる。

第 3 条 第 5 学年の学生は、当該学科の開設する第 4 学年の授業科目中履修しなかった科目又は修得できなかった科目を 5 単位まで修得することができる。

(大学等における学修申請等)

第 4 条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 29 条の規定のうち、大学の学修を本校における授業科目の履修とみなし、単位の認定を受けようとする者は、大学の授業を履修する前に別に定める大学における学修申請書を学科長の同意を得た上で、学生課教務係に提出し、教務主事の了解を得なければならない。単位修得後は別に定める大学における学修単位認定申請書を同係に提出しなければならない。

2 前項における学修単位認定申請については、教務委員会で審議するものとする。ただし、当該学科において同一内容の授業科目が開講されている場合については、申請した学修単位は認められないこともある。

(学業成績の評価)

第 4 条の 2 学業成績の評価については、別に定める評価基準によるものとする。

(単位の修得)

第 5 条 履修した授業科目の単位の修得は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 履修した授業科目の評価が 60 点以上であること。
- (2) 履修した授業科目の欠席時数が授業時数の 5 分の 1 を超えないこと。

(課程修了)

第6条 課程修了は、次の各号に該当するものについて認定する。

- (1) 教育課程に定める学年の授業科目につき所定の単位を修得していること。
- (2) 次表に掲げる学年に対応した単位数を修得していること。

学年	修 得 単 位 数
1	必修科目の全単位
2	必修科目の全単位
3	必修科目の全単位
4	第1学年から第4学年の必修科目の全単位、選択必修科目の所定の単位及び選択科目の単位の合計が134単位以上
5	第1学年から第5学年の必修科目の全単位、選択必修科目の所定の単位及び選択科目の単位の合計が167単位以上 (専門科目82単位以上を含む。)

- (3) 特別活動の履修状況が良好であること。

(課程修了の認定)

第7条 前条の認定は、専任の授業担当教員で構成する修了認定会議の意見を聞いて、校長が行う。

第8条 前条により当該学年の課程の修了を認定された者は、進級又は卒業ができるものとする。

- 2 当該学年の課程の修了を認定されない者は原学年に留まり、第1学年から第3学年に留められた者(退学を申し出た場合を除く。)は当該学年の定められた修得単位数(第3学年は当該年度に学業成績「優」の評価を得た単位を除く。)、第4学年及び第5学年に留められた者は当該学年の定められた修得単位数のうち修得できなかった単位を修得するものとする。この場合において、第4学年に留められた者は第5学年の単位(「卒業研究Ⅱ」は除く。)を修得できるものとする。

(追認試験)

第9条 追認試験は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 追認試験の結果によって課程修了の認定ができること。
 - (2) 履修した授業科目のうち、第5条に掲げる要件の第2号を満たすこと。ただし、実技、作品、報告書及び論文等により学業成績を評価する授業科目については、含めないものとする。
 - (3) 第1学年から第3学年にあつては2科目又は4単位を超えないこととし、第4学年及び第5学年にあつては4単位を超えないこととする。
- 2 追認試験の結果により、当該科目の単位を認定することができる。
 - 3 その他追認試験に関する事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年度以前の入学者にかかる修得単位数については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 5 月 7 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条第 2 項は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。